

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	
財務部 契約課 (東富山体育館屋根及び外壁改修工事)	
意 見	
建設業法施行令第6条第1項において、予定価格が1件5,000万円以上の工事の見積期間は15日以上とされ、やむを得ない事情があるときは5日以内に限り短縮することができる」とされている。また、その日数は、建設省厚発第177号平成5年5月31日官房長通知「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」において、土日祝日・夏休み・年末年始を含まず算定することが求められている。 東富山体育館屋根及び外壁改修工事の見積期間は、これらの算定方法によると12日間となっていた。この点について、入札事務を行った契約課からは、本市では、円滑に事務を執行するため契約スケジュールを定めており、やむを得ない事情があるとして、見積期間は原則13日としていると回答があった。 しかし、やむを得ない事情がある場合を常態化することは問題と考える。昨今「働き方改革」が提唱されている趣旨も踏まえ、法令を遵守した対応となるよう検討されたい。	
回 答	
本市では、近年、災害復旧工事が増加している一方で、建設業の従事者不足に起因する入札不調が増加していることから、迅速な入札執行が求められているところだ。 また、建設業法施行令に規定されている見積期間については、施行以来、改定が行われていない状況にありますが、パソコンや積算ソフトなどの普及により、建設事業者が見積に要する期間は短縮されてきていると認識しております。 これらに加え、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で定められているように、工事の品質を確保するためには適正な工期を十分に確保する必要がある、供用開始時期が決まっているなど工期末の設定を変更できない場合においては、事業者の深刻な従事者不足の中であって入札執行に要する期間を短縮することは、工期確保の一助となると考えています。 本市としましては、これらの現状を総合的に勘案した上で一般競争入札の見積期間を13日として運用してきたところではありますが、政令の趣旨を鑑み、適切な見積期間の設定について見極めていきたいと考えております。	